

愛知県産業教育審議会条例

〔昭和26年8月1日条例第20号〕

沿革（昭和32年10月25日条例第46号改正
昭和35年7月1日条例第11号改正
昭和39年12月25日条例第84号改正
昭和54年7月11日条例第23号改正
昭和60年12月23日条例第35号改正
昭和60年12月23日条例第41号改正
平成13年3月27日条例第11号改正）

（趣 旨）

第1条 この条例は、産業教育振興法（昭和26年法律第228号。以下「法」という。）に基づき、愛知県産業教育審議会の設置並びに委員の定数及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（設 置）

第2条 法第11条の規定に基づき、愛知県産業教育審議会を置く。

（定 数）

第3条 委員の定数は、20人とする。

（費用弁償）

第4条 委員がその職務を行うため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）による一般職員相当額の費用弁償を支給する。